

【中国】精神衛生法の制定

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 精神衛生法が2012年10月26日の第11期全国人民代表大会常務委員会第29回会議で採択され、同日の公布を経て2013年5月1日に施行される(主席令第62号)。患者の権利保護、医療体制の整備のほか、近年社会の注目を浴びている措置入院の原則を定める。

1 制定の経緯

改革開放以後の社会の変化、競争の激化等を背景に、中国の精神障害者数は増加し、最近の統計によれば、その数は1億人を超え、重症者は1600万人に上る。しかし、医療体制の不備、精神障害に対する知識の不足、家庭の経済的事情等により受診率は極めて低く、患者の自殺や人権侵害、患者による殺人等の事件が多発している。(注1)

中国では、1985年に精神衛生法の起草作業が開始されたが、立法化は遅々として進まなかった。その原因としては、①立法化により地方の財政負担が増加し、経済発展の遅れている地域では対応が困難なこと、②関係する部門が多く、調整が困難なこと、③社会の無関心等が挙げられた(注2)。その後、WHOの後押しがあり、また立法化の担当が衛生部の医政局から疾病制御局に換わり、専門家グループが新たに編成されて、立法化が推進されることとなった。2007年に同グループによる草案が完成し、衛生部の修正を経て2009年に國務院法制弁公室に法案が提出された。同弁公室は、地方政府や医療機関等から意見を聴取し法案を修正して、2011年6月に意見公募を行った。同年10月の全人代常務委員会の第1回審議、2012年8月の第2回審議を経て、10月の第3回審議において、精神衛生法(注3)が採択された。

なお、近年、地元政府の不正を上級機関に陳情し又はしようとした住民が当該政府に強制的に精神病院に入院させられた事件、財産分与をめぐり、相続人が親族により入院させられた事件等が報道され、同法の立法動向は社会の注目を集めていた。

2 精神衛生法の概要

精神衛生法は、第1章総則、第2章メンタルヘルスの推進及び精神障害予防、第3章精神障害の診断及び治療、第4章精神障害のリハビリテーション、第5章保障措置、第6章法的責任、第7章附則の7章全85か条から成る。次に同法の概要を紹介する。

(1) 精神障害の定義

この法律でいう精神障害とは、各種の原因により生じた精神活動の失調又は異常が、患者の明白な心理的苦痛又は社会適応能力等の障害を招くことをいう。重度精神障害とは、症状が重く、患者の社会適応能力等の障害が、自身の健康状態又は客観的現実を認識できず、または自身の身の事務を処理できない程度にまで至ったことをいう。

(第83条)

(2) 法制定の目的

精神衛生事業の発展、精神衛生業務の規範化、精神障害者の権利・利益を守ることを目的とする（第1条）。

(3) 患者の人格の尊重、差別の禁止等

患者の人格の尊厳、人身及び財産の安全は侵されてはならず、患者は教育、労働、医療等において法律の保護を受け、個人情報・秘密は守られなければならない。患者への差別、侮辱及び虐待並びに患者の身体・自由に対する不法な制限を禁止し、報道、文学芸術作品等は患者を蔑視し、侮辱する内容を有してはならない（第4条、第5条）。

(4) 診断、入院及び治療

・ **医療機関への受診** 本人の自主的な受診のほか、精神障害の疑いのある場合には、近親者がその者を受診させることができ、ホームレス等で近親者が見つからない場合には、当該地の民政等の部門が受診させる。精神障害の疑いのある者が自身や他人に危害を与えた場合又はそのおそれがある場合には、近親者、職場、公安機関はその行為を止めさせ、医療機関を受診させなければならない。（第28条）

・ **入院** 本人の意思による入院を原則とするが、重度の患者と判断された者で、①自傷行為又はそのおそれがあるもの、②他害行為又はそのおそれがあるものは、入院治療しなければならない。①の場合、後見人の同意があれば入院治療を行い、入院に同意がないときには、後見人は家庭での治療に責任を有する。②の場合、患者又は後見人で、入院治療の診断に異議があり入院に同意しないものは、再度の診断又は鑑定を求めることができる。その結果、同様の結論となった場合には、後見人は入院治療に同意しなければならない。従わない場合には、公安機関が医療機関と協力して入院治療の措置をとる。（第30条～第32条、第35条）

・ **治療** 患者の拘束、隔離等保護的措置をとる場合の条件を定め、これらを患者への懲罰として利用することを禁止する（第40条）ほか、薬物の使用、外科手術等を行う場合の手続、条件等を定める（第41条～第43条）。

(5) 社会保障

重度の患者に対しては、無料で公衆衛生サービスを提供する。患者の医療費は、基本医療保険基金から給付するものとし、県級人民政府は、経済的な困難がある患者の基本医療保険への加入について経済的援助を行う。重度の患者で基準を満たすものは、最低生活保障等の扶助制度の対象とし、それ以外の生活が困難な重度の患者に対しても、臨時的な生活扶助を行う（第68条、第69条）。

注（インターネット情報は2012年12月17日現在である。）

(1) 「1億精神病患者考驗“幸福中国”」新华网, 2011.6.16.

<http://news.xinhuanet.com/politics/2011-06/16/c_121541776.htm>

(2) 「《精神卫生法》被列入立法计划」『瞭望』2007年20期, 2007.5, p.9.

(3) 「中华人民共和国精神卫生法」中国人大网, 2012.10.27.

<http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1129/2012-10/27/content_1741177.htm>